

◆記入上の要点（有料・無料職業紹介の書換申請）◆

提出期限：変更後 10 日以内

（登記事項証明書の提出が必要な場合、変更後 30 日以内）

様式第 6 号（第 1 面）

不要な文字を抹消

（日本産業規格 A 列 4）

~~有 料~~ 職業紹介事業許可証再交付申請書
~~職業紹介事業~~ 変更届出書
~~職業紹介事業変更届出書及び~~ ~~有料・無料~~ 職業紹介事業許可証書換申請書
~~有料・無料・特別の法人~~ ~~無料職業紹介事業取扱職種範囲等~~ 届出書
~~特別の法人~~ ~~無料職業紹介事業~~ 変更届出書

不要な表題を抹消

事業主（法人）の名称・住所、事業所の名称・所在地に変更が無い場合は、変更届出書の様式を使用すること

① 年 月 日

法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載（代表者変更の場合は、新任の代表者の氏名を記載）

（ふりがな）

②申請・届出者 氏 名

1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。
3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

1～4、7～8の全文を抹消 無料紹介の場合は5の全文を、有料紹介の場合は、6の全文を削除

記

③許可・届出番号	45-ユ(△)-○○○○○○	
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>		
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>	〒 □□□□-□□□□	電話 ()
⑥事業所	<small>(ふりがな)</small> 名称	
	<small>(ふりがな)</small> 所在地	

④から⑥欄について、変更があった場合でも、変更前の内容を記載する。
 ⑦欄の変更事項に係る事業所名称・所在地を記載
 事業主（法人）の名称又は住所のみをもって許可証申請を行う場合でも、該当する事業所すべて記載（所定の欄に書ききれない場合は別紙に記載して添付すること。

⑦変 更 事 項	変更が生じた事項 (複数ある場合は全ての事項) を記載	
⑧変 更 前	⑦欄の事項に係る変更前の内容を記載	
⑨変 更 後	⑦欄の事項に係る変更後の内容を記載	
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
	事業所の新設時のみ記載	住民票へ記載の通りに 住民票と居所が相違している場合には居所証明書も添付
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	変更の理由 (事業所を廃止した場合は廃止の理由) を具体的に記載	
⑭備 考	担当者の職・氏名、連絡先を記載	

代表者・役員に係る変更がない場合は、以下の部分を抹消

届出者 (法人にあっては役員を含む。) (届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。) については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号 (第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。) のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、以下の部分を抹消

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

※代表者・役員・職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、全文を抹消